

特定疾患に関する対象疾患と障害の一覧表

2005/7/22

疾患番号	特定疾患治療研究事業対象疾患	目の障害	聴力の障害	肢体の障害	神経系統の障害	呼吸器の疾患	心疾患	腎疾患	肝疾患	血液・造血器疾患	その他の障害
1	※ベーチェット病	○		○	○						○
2	多発性硬化症	○			○						○
3	※重症筋無力症				○						
4	※全身性エリテマトーデス				○	○	○	○		○	
5	スモン	○			◎						○
6	※再生不良性貧血									◎	
7	※サルコイドーシス	○			○	○	○		○		
8	筋萎縮性側索硬化症				◎						
9	※強皮症					○	○	○			○
	※皮膚筋炎及び多発性筋炎			○		○	○				○
10	※特発性血小板減少性紫斑病									◎	
11	※結節性動脈周囲炎				○	○	○	○			○
12	※潰瘍性大腸炎										○
13	※大動脈炎症候群	○			○		○	○			
14	※ビュルガー病			◎							
15	※天疱瘡										
16	脊髄小脳変性症				◎						
17	※クローン病										○
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎				○			○	◎		
19	※悪性関節リウマチ	○		◎		○					○
20	パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病は(Hoehn & Yahr重症度Ⅲ度以上かつ生活機能障害度Ⅱ度以上)、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)				◎						
21	アミロイドーシス(免疫グロブリン性、家族性、老人性TTR型)				○		○	○	○		○
22	後縦靭帯骨化症			◎	○						
23	ハンチントン病				◎						
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	○	○		◎						
25	※ウェゲナー肉芽腫症	○			○	◎		○			
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症						◎				
27	多系統萎縮症(線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)				◎						
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)			○							
29	※膿疱性乾癬					○	○	○			
30	広範脊柱管狭窄症(生活機能障害度Ⅱ度以上)			◎							
31	原発性胆汁性肝硬変(症候性)								◎		
32	重症急性膵炎							○	○		○
33	※特発性大腿骨頭壊死症			◎							
34	※混合性結合組織病					○					
35	原発性免疫不全症候群									◎	◎
36	特発性間質性肺炎(重症度分類Ⅲ度以上)					◎					
37	網膜色素変性症(重症度分類Ⅱ度以上)	◎									
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症)				◎						
39	原発性肺高血圧症					◎	○				
40	神経線維腫症(Ⅰ型については重症度分類Stage4・5が対象)	○			○						
41	亜急性硬化性全脳炎			○	◎						
42	※バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群								◎		
43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	○				◎					
44	ライソゾーム病(Gaucher病、Niemann-pick病A・B型、Niemann-Pick病C型、GM1 ガングリオシドーシス、GM2ガングリオシドーシス(Tay-Sachs・Sandhoff・AB型)、Krabbe病、異染性白質ジストロフィー、Multiple sulfatase欠損症、Hurler/Scheie症候群、Hunter症候群、Sanfilippo症候群、Morquio症候群、Maroteaux-Lamy症候群、Sly病、シアリドーシス、ガラクトシアリドーシス、I-cellムコリビドーシスⅢ型、α-マンノシドーシス、β-マンノシドーシス、フコシドーシス、アスパルチルグルコサミン尿症、Schindler/神崎病、Pompe病、Wolman病、Danon病、遊離シアル酸蓄積症、セロイドロポフスチノーシス)	○		○	◎		○	○	○	○	
	ファブリー(Fabry)病				○		◎	◎			
45	副腎白質ジストロフィー	○	○	○	◎						

◎印は主要病態によるもの / ○印は二次的病態によるもの / ※印は「軽快者」の対象となる疾患

特定疾患医療受給者証の公費負担者番号5～7桁が「601」であれば、全額公費負担。「602」であれば、一部負担金あり。受給者番号の前2桁が対象疾患となっています。

● 治療の結果、症状が改善し、経過観察等一定の通院管理の下で、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことができると判断される方は、「軽快者」として「特定疾患医療受給者証」に替わって「特定疾患登録者証」が交付されます。(新規申請の方が「軽快者」の認定を受けることはありません。)

* 軽快者の方は、公費負担医療の対象となりませんが、引き続きホームヘルプサービスや日常生活用具給付等の福祉サービスを受けることができます。

* 軽快者の方が、症状の悪化により医療費の公費負担申請を行う場合には、症状の悪化を医師が確認した日までさかのぼって(ただし、1月以内)公費負担医療の対象となります。